

## 千葉県・市民後見人に関するアンケート(令和6年8月実施)

- ・設問中に特に指定がない場合、「令和5年度の実績(令和6年3月31日現在)」の状況になります。
- ・四角内の数値は市町村数
- ・割合は54市町村を100%としたとき

問1. 貴市町村の窓口には住民等から市民後見人について問い合わせがありましたか。

- |           |       |                 |           |             |
|-----------|-------|-----------------|-----------|-------------|
| <b>11</b> | 1. ある | <b>209</b> 件数/年 | <b>43</b> | 2. ない→問4へ   |
|           | 20%   | (3市町村増)         |           | 80% (3市町村減) |

問2. 問1. で1. 「ある」と回答した市町村にお尋ねします。問い合わせのあった相手方をお答えください。(複数回答可)

- |          |             |          |            |
|----------|-------------|----------|------------|
| <b>4</b> | 1. 本人       | <b>5</b> | 2. 家族      |
|          | 7% (2市町村増)  |          | 9% (1市町村増) |
| <b>6</b> | 3. 地域住民     | <b>2</b> | 4. 民生委員    |
|          | 11% (2市町村増) |          | 4% (1市町村増) |
| <b>1</b> | 5. 社協       | <b>1</b> | 6. 医療機関    |
|          | 2% (1市町村増)  |          | 2% (増減なし)  |
| <b>1</b> | 7. その他      | 2%       | (1市町村増)    |

問3. 問1. で1. 「ある」と回答した市町村にお尋ねします。問い合わせのあった内容をお答えください。(複数回答可)

- |          |             |          |             |
|----------|-------------|----------|-------------|
| <b>3</b> | 1. 市町村長申し立て | <b>9</b> | 2. 制度の問い合わせ |
|          | 6% (1市町村増)  |          | 17% (3市町村増) |
| <b>2</b> | 3. その他      | 4%       | (1市町村減)     |

3. と回答の場合、具体的な相手方

- 市民後見人の養成講座について
- 市民後見人の養成講座を開催しているかについて

問4. 貴市町村では、成年後見の担い手として市民後見人の養成に取り組んでいますか。

- |           |                       |           |                    |
|-----------|-----------------------|-----------|--------------------|
| <b>24</b> | 1. すでに研修を実施している → 問5へ | <b>30</b> | 2. 取り組んでいない → 問11へ |
|           | 44% (4市町村増)           |           | 56% (4市町村減)        |

## 千葉県・市民後見人に関するアンケート(令和6年8月実施)

問5. 問4. で1. 「すでに研修を実施している」と回答した市町村にお尋ねします。研修はどのように行っていますか。

1	1. 担当課等で直接実施 2% (1市町村増)	23	2. 委託 委託先 <b>市社福、一般社団法人、行政書士会、NPO法人</b> 43% (増減なし)
4	3. 近隣市町村と合同で実施 7% (増減なし)	0	4. 研修実施団体に希望者を派遣 0% (増減なし)
0	5. その他 0% (増減なし)		

問6. 問4. で1. 「すでに研修を実施している」と回答した市町村にお尋ねします。研修修了者の名簿を作成していますか。

20	1. いる 37% (3市町村増)	4	2. いない 7% (1市町村増)
----	----------------------	---	----------------------

2. と回答の場合、名簿を作成していない理由

- 委託先に一任している。3件
- 圏域で実施しているが、当町については申込者がいない。

問7. 問4. で1. 「すでに研修を実施している」と回答した市町村にお尋ねします。研修修了者に対するフォローアップ研修等は行っていますか。

21	1. 行っている 39% (2市町村増)	2	2. 検討中 4% (1市町村増)
1	3. 予定はない 2% (1市町村増)		

1. と回答の場合、事業内容

- フォローアップ研修を開催 ●後見業務の事例等の研修を4時間行っている。
- 委託先の東総権利擁護ネットワークが主催。施設見学や実務研修
- 法人後見支援員としての訪問活動、後見業務の実施に必要な知識、技能、倫理等の習得を目的とした定期研修、事例検討
- 年2回、フォローアップ研修を実施
- フォローアップ研修:これまでに養成講座を修了した方に対し、実際に成年後見人として活動している専門職を講師にむかえ市民後見人として活動するにあたって必要な知識等を伝える。
- 平成28年度から市社会福祉協議会に委託し、市民後見人養成講座フォローアップ講座を実施している。
- 成年後見支援センター(中核機関)を社会福祉協議会に委託し、センター事業として年3回実施
- 一般社団法人東総権利擁護ネットワークによる市民後見人の適正な活動のための研修を実施。
- 法人後見支援員として、実際の現場に立ち会い、補助業務に携わってもらう。
- 市民後見人及び市民後見人候補者(台帳登録者)のみを対象とした研修
- 研修修了者に対し、年2回の研修会を実施している。選任時の初回報告書の作成方法や成年後見制度の利用促進に係る情報提供など。アウトプット目的で、サロンへ出向き制度説明を実施させることで、知識を定着させる。日常生活自立支援事業の支援員として支援を実践して体験させる。
- 市民後見人の実務(認知症高齢者との関わり方と意思の尊重、障害のある人に関する制度と権利擁護)等
- 養成研修は法人独自で実施し、研修修了者に対するフォローアップ研修をその法人へ委託している。フォローアップ研修の内容は「意思決定支援と困難事例」「基礎研修」「相続が発生した時の対応」「後見人受任後の注意点」「被後見人死亡後の後見人義務」について等
- 市民後見人養成講座受講修了者に対し、2日間講座を受講してもらうフォローアップ研修を実施している。

## 千葉県・市民後見人に関するアンケート(令和6年8月実施)

問8. 問4. で1.「すでに研修を実施している」と回答した市町村にお尋ねします。市民後見人の選任に向けて、家庭裁判所と協議を行っていますか。

- |   |                         |   |                      |
|---|-------------------------|---|----------------------|
| 9 | 1. 行っている<br>17% (1市町村増) | 5 | 2. 検討中<br>9% (1市町村増) |
| 9 | 3. 予定はない<br>17% (3市町村増) | 1 | 4. その他<br>2% (1市町村減) |

### 3. 4. と回答の場合、その理由等

- 養成した市民後見人が少ない上、法人後見の支援員としての活動をしているため
- 市社会福祉協議会に委託し、実施した市民後見人養成講座の修了者が社会福祉協議会が委任する法人後見の支援員として活動しているため
- 現在は法人後見の支援員として活動予定のため
- 市民後見人の選任については監督人となる社会福祉協議会と受任調整会議を開催し、判断しているため
- 専門性を必要とする案件が多いため
- 中核機関等の体制整備がされていないため
- 研修修了者は市社会福祉協議会の法人後見事業と日常生活自立支援事業の支援員としての活動を考えているため

問9. 問4. で1.「すでに研修を実施している」と回答した市町村にお尋ねします。これまでに養成した市民後見人の人数を把握されていますか。

- |    |                      |   |                     |
|----|----------------------|---|---------------------|
| 23 | 1. いる<br>43% (4市町村増) | 1 | 2. いない<br>2% (増減なし) |
|----|----------------------|---|---------------------|

1とお答えの場合、具体的な人数をお答えください。

781 人

問10. 問4. で1.「すでに研修を実施している」と回答した市町村にお尋ねします。市民後見人の養成数等、具体的な目標はありますか。

- |   |                     |    |                      |
|---|---------------------|----|----------------------|
| 5 | 1. ある<br>9% (1市町村増) | 19 | 2. ない<br>35% (3市町村減) |
|---|---------------------|----|----------------------|

### 1と回答の場合、目標及び根拠等

- 研修受講者数を2年間で25人育成するとしている。
- 平成25年に実施したニーズ調査において、成年後見制度の利用が必要な人数が158人であり、市民後見人1人あたり2名受け持つことを想定し、80人を養成
- 目標: 令和8年度までに延べ50人 根拠: 市成年後見制度利用促進基本計画に基づく目標
- 目標: 令和7年度までに2人選任。市民後見人候補者名簿が4人のため、せめて半分は市民後見人として家庭裁判所から選任を受けたい。
- 目標: 令和8年度中に2人 根拠: 後見人の担い手不足解消のため、1人～2人は確保したい。

→ 問13へ進んでください

## 千葉県・市民後見人に関するアンケート(令和6年8月実施)

問11. 問4. で2.「取り組んでいない」と回答した市町村にお尋ねします。市民後見人の養成について取組の検討会議等を行っていますか。

2

1. 行っている

4%

(7市町村減)

28

2. 行っていない

52%

(3市町村増)

2. と回答の場合、その理由

- 市民後見人の養成の取り組みの検討まで至っていない。
- 令和6年度より検討を開始している。
- 中核機関の設置の検討を行っている段階であり、市民後見人の養成の検討まで至っていない。
- 検討会議等を行う体制が整備されていないため 2件
- 人材不足のため 2件 ●時間的な余裕がない。
- 中核機関の設置等、優先的に検討すべき事案があるため
- 市民後見人の養成については町内NPO法人との連携が不可欠と考えられるが、現状は担当間の連携にとどめられている状況であるため、会議の開催は検討していきたい。
- 住民の関心が薄い。 ●市民後見人の養成に対する知識がないため
- 申立ての相談件数も多くなく、専門職での後見人で足りていると考えるため
- 市民後見人を養成したとしても、活動しやすい体制が整っていないため(社会福祉協議会等の法人で、法人後見を引き受けてもらい、市民後見人が活動しやすい体制を整えないと困難)
- 市民後見のニーズを把握しきれていない。
- 町社会福祉協議会で法人後見を実施しており、担い手不足との意見もないため
- 成年後見制度に関する相談が年間10件未満であり、現状では必要性がないと考えている。

問12. 問4. で2.「取り組んでいない」と回答した市町村にお尋ねします。市民後見人の養成に取り組めない理由はなんですか。一番近いものに○を付けてください。

6

1. 法人、専門職の後見人で足りている

11%

(1市町村減)

0

2. 成年後見制度を必要とする人を把握していない

0%

(2市町村減)

16

3. 研修を実施してもその後のバックアップ体制が整っていない

30%

(増減なし)

7

4. 研修を委託できる団体がない

13%

(2市町村増)

5

5. その他

9%

(1市町村増)

1. と回答の場合、足りていると判断した理由

- 市町村申立て件数も少なく、申立て時に後見人候補者がおらず困ったケースがないため
- 法人、専門職の後見人で足りている
- 相談件数も多くないため
- 現状、相談についてすべて対応できているため
- 相談、町長申立において専門職や親族等で運用できている。
- 専門職に相談するほうがマッチングがスムーズなため

2. と回答の場合、把握していない理由

—

5. と回答の場合、具体的理由

- 本市では法人後見受任団体のもとで活動を行う「市民後見協力員」の養成およびスキルアップ研修を実施している。市民後見協力員へアンケート調査を行ったが、市民後見人として活動を希望する方が少数であったことから、市民後見人の養成は慎重に検討する必要があるため
- 市民後見人の養成の取り組みの検討まで至っていない。
- 中核機関の設置準備中。当初から市民後見人の養成と継続的な支援は難しいと考えている。単独市で行うには、講座の開催や募集などが大変で、無駄も多いのではないかと考えている。
- 中核機関の設置等、優先的に検討すべき事案があるため

## 千葉県・市民後見人に関するアンケート(令和6年8月実施)

問13. すべての市町村にお尋ねします。市町村申し立てをしていますか。

- |    |         |         |         |     |          |
|----|---------|---------|---------|-----|----------|
| 47 | 1. している | 394     | 件/年(合計) | 7   | 2. していない |
|    | 87%     | (2市町村減) |         | 13% | (2市町村増)  |

2. とお答えの場合、その理由

- 市町村申し立てに関する相談がなかった。
- 年1～2件の実績があるが、令和5年度は実績なし
- 相談者がいなかったため

問14. 問13. で1.「している」と回答した市町村にお尋ねします。市町村申し立てをした後見人の種類をお答えください。(複数回答可)

- |    |       |         |         |     |         |     |         |
|----|-------|---------|---------|-----|---------|-----|---------|
| 25 | 1. 法人 | 67      | 件/年(合計) | 40  | 2. 専門職  | 333 | 件/年(合計) |
|    | 46%   | (2市町村増) |         | 74% | (3市町村減) |     |         |
| 1  | 3. 市民 | 7       | 件/年(合計) | 8   | 4. その他  |     |         |
|    | 2%    | (増減なし)  |         | 15% | (1市町村増) |     |         |

4. その他と回答の場合、具体的な後見人と件数

- 複数後見 1件 ●申立てを行い審判確定前に死亡 1件
- 申立て後、審判確定前に死去 4件 ●市長申立て後、審判前に対象者が死亡により終了 1件
- 申し立てを行ったが、審査前に本人がお亡くなりになり後見人がつかなかった。 1件
- 申立て後、選任前に本人が死亡 1件 ●申立前に対象者が死亡 1件
- 手続きは令和5年度中、申立て自体は令和6年度 1件

問15. すべての市町村にお尋ねします。成年後見制度利用促進法及び同法に基づく基本計画に関連し、各市町村における基本計画につき取組状況をお答えください。

- |    |             |     |          |
|----|-------------|-----|----------|
| 36 | 1. 基本計画策定済み | 67% | (13市町村増) |
| 16 | 2. 検討中      | 30% | (12市町村減) |
| 2  | 3. 予定なし     | 4%  | (1市町村減)  |

3. と回答した場合、その理由

- 方向性が不明確なため
- 現状で成年後見制度に関する相談対応は行うことができているが、中核機関の設置等定まっていないう点が多い

## 千葉県・市民後見人に関するアンケート(令和6年8月実施)

問16. すべての市町村にお尋ねします。成年後見制度の利用促進を目的とした周知・広報活動を実施していますか。

- |           |           |          |            |
|-----------|-----------|----------|------------|
| <b>46</b> | 1. 実施している | <b>7</b> | 2. 実施していない |
| 85%       | (1市町村増)   | 13%      | (2市町村減)    |

1. と回答の場合、具体的な内容

- チラシ、リーフレット等の作成、配布(配架) 27件
- ホームページによる広報 15件
- 広報誌の掲載 8件
- 講演会や相談会の実施 7件
- 市民向け成年後見制度の講演会の実施 6件
- 出前講座 5件
- 専門職向け講座の開催 3件
- 児童民生委員の会合での講演会など 3件
- アルツハイマー月間においてパネル展示
- 委託先の市福祉協議会のネットワーク(コミュニティーソーシャルワーカーや地区社協)を活用
- 成年後見制度PRイベント、出張セミナー
- 無料法律相談会の開催、ケアマネジャー専門職団体での周知
- シニアサポートブックへの掲載

2. と回答の場合、その理由

- 周知・広報活動の具体的方法について検討中のため 3件
- 利用促進ではなく成年後見制度の制度周知のみ
- 窓口での案内のみとなっており、周知活動が十分に行えていない。
- 対象となる方が限定される 人手不足

問17. すべての市町村にお尋ねします。成年後見制度の中核機関を設置していますか。

- |           |              |                 |               |                |
|-----------|--------------|-----------------|---------------|----------------|
| <b>13</b> | 1. 単独で設置している | <b>7</b>        | 2. 連携して設置している | 連携先 成年後見支援センター |
| 24%       | (4市町村増)      | 13%             | (3市町村減)       |                |
| <b>5</b>  | 3. 令和6年度設置予定 | <b>25</b>       | 4. 検討中        | →問18へ          |
| 9%        | (5市町村増)      | 46%             | (4市町村減)       |                |
| <b>4</b>  | 5. 予定なし      | 1, 2, 3, 5→問19へ |               |                |
| 7%        | (2市町村減)      |                 |               |                |

5. と回答の場合、その理由

- 申立て数は年間十数件程度であり、現状で上手くいっている。予算不足かつ人員不足の中、人手を割いてまで中核機関を設置するメリットをあまり感じない。また、専門職等を招く会議をするのは日程調整に時間がかかるので、迅速な申立てがより難しくなる。
- 成年後見に係る相談は地域包括支援センターの相談業務の範囲内で対応できている。
- 市町村長申立の件数も少なく、現状の職員数や予算では、中核機関の設置は難しい。

問18. 問17で「検討中」と回答した市町村にお尋ねします。設置に向け、どのような課題がありますか。(複数回答可)

- |           |                  |           |                          |
|-----------|------------------|-----------|--------------------------|
| <b>14</b> | 1. 専門的判断を行う人材の確保 | <b>21</b> | 2. 関係団体(社会福祉協議会など)との連携体制 |
| 26%       | (1市町村減)          | 39%       | (3市町村減)                  |
| <b>5</b>  | 3. 適切な後見人候補者の不足  | <b>5</b>  | 4. 後見人への支援のあり方           |
| 9%        | (5市町村減)          | 9%        | (6市町村減)                  |
| <b>2</b>  | 5. その他           | 4%        |                          |
|           | (2市町村増)          |           |                          |

## 千葉県・市民後見人に関するアンケート(令和6年8月実施)

問19. すべての市町村にお尋ねします。市民後見人の養成について、県に望む支援はありますか。  
(複数回答可)

5	1. 財政的支援 9% (5市町村減)	10	2. 家庭裁判所との調整 19% (増減なし)
36	3. 最新の情報提供 67% (増減なし)	11	4. 他の自治体との協議の場の提供 20% (3市町村減)
11	5. その他 20% (3市町村増)		

### 1. と回答の場合、地域支援事業及び市民後見推進事業以外に必要な支援の具体的内容

- 後見制度に関する補助金等が多岐にわたっており、それぞれの情報を収集するだけで労力がさかれている。
- 実態として、市民後見人が単独受任する前に社会福祉協議会の法人後見支援員として活動し、引き継ぐ形で単独受任し、かつ社協が監督人として選任されているため、社協人件費分に充てられる補助を拡充してほしい。

### 2. と回答の場合、具体的な内容

- 年1度の意見交換会以外、裁判所との協議の場がないのが現状です。その意見交換会も規模が大きくなっており、以前の様な小さな規模(海匠地区)での開催をしていただくと助かります。
- 後見人の支援について、裁判所から助言がいただけると良いと思う。
- 市民後見人は、経験や専門的知識が十分でないこともあり得るため、中核機関だけでなく家庭裁判所と連携しながら活動を支援できる体制を整えたい。(協議会において意見交換等は行う予定)
- 後見人報酬が事件ごとに異なることは理解しているが、市民後見人に対する報酬に差異がある点は調整できるとよい。(被後見人等の資力により、ほぼ同じ業務量の市民後見人でも、報酬額に差があり、均衡が図れない)
- 市民後見人の選任が思うように進まないため、家庭裁判所との意見交換の場が定期的に行えるように調整してほしい。
- 後見の支援について、裁判所から助言がいただけるとよい。

### 5. と回答の場合、具体的な内容

- 国の示す養成カリキュラムを市単位で実施するのは負担が大きい。県域単位で実施できる内容は県単位での実施をお願いしたい。
- 講師の派遣や講座の単独開催が負担と思われるため、広域で共通でできる部分の講座開催など、県と市町村で分担開催などできると理想的ではないかと思います。
- 広域による市民後見人の養成研修の実施 2件
- 共通カリキュラム、しくみ作り
- 広域で成年後見関係の相談等を受け付けてくれる窓口があればよい。
- 人口規模が少なく、市民後見人の養成にかかる労力に見合う効果が期待できない。
- 制度自体の概要や手続きが職員間で充分理解されていない。対応する職員がいない。
- 研修を委託できる団体の紹介、近隣市町村と共同で実施する場合についての相談

## 千葉県・市民後見人に関するアンケート(令和6年8月実施)

問20. 成年後見制度の利用促進に向けた課題。(自由記載)

- 後見人の担い手不足(専門職・法人後見の少なさ)
- 申立て手続きの複雑さ(親族把握の困難さ) ●市町村申立 担当課との連携
- 現在、安房3市1町では、鴨川社協に安房地域権利擁護推進センターを委託している。  
市民後見人、候補者のフォローアップ研修は実施しているが、令和5年度は市民後見人誕生していない。令和6年度に市民後見人が誕生するよう、中核機関等と連携していく。
- 中核機関としての展開を考慮すると、市の直営では限界があるため、業務委託へ向けての検討・調整を進めていく必要がある。
- 生活保護制度の中に「権利擁護扶助」を追加し、成年後見人報酬及び日常生活自立支援事業利用料を負担するようになれば、一気に全国に拡がると考えます。
- 医師により本人の判断能力についての診断が異なることがある。かかりつけ医のいない人の場合、医療に繋ぐまでに時間がかかる。
- 後見人への報酬助成制度について、制度の県内統一と財政支援を県に望みたい。
- 受任者調整及び市民後見人の育成について
- 広域で事業を行うと人材が多く必要であり、人材の確保が難しい。
- 複雑な課題を持つ事例について受任者が見つからず選任までに日数がかかるため本人への支援が滞る。
- 費用助成の要件(主として資力)を設定しているが、依拠すべき明確な基準が見当たらない。  
実態として、収入があっても負債の返済や施設利用料で生活に余裕がない事例も少なくなく、助成要件の遵守と後見人支援の両立に困難を覚える。
- 市民後見養成研修受講者のうち実際に後見業務に適した人材は限られ、受け皿の充実には長期間を要する。
- 市町村申立に係る報酬助成制度の要件の統一
- 専門職不足による担い手不足(課題内容により専門職が適切な案件等)
- 各市町村で、申立てや報酬助成に係る規定が異なるため、自治体間での調整が必要になることから、統一した要綱等が必要である。
- 後見等報酬助成の基準、市長申立対象者について他自治体との差異がある。
- 申し立ての煩雑さ、後見人等への報酬などから制度自体が利用しづらいものとなっている。
- 地域的に法律専門職が少なくネットワーク構築が困難である。